

(事件番号) 令和2年(行コ)第23号

(事件名) 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

(裁判年月日) 令和4年8月26日

(裁判所名・部) 名古屋高等裁判所 民事第4部

(判示事項の要旨)

同性の犯罪被害者と交際し共同生活を営む関係にあった者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号にいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たらず、同人に対して遺族給付金の支給を認めないとした処分が憲法14条1項に違反するとはいえないとされた事例